

Meihoku

名北労基

1
vol.1562



年 新た空の深きにすばる星 みきお

年頭のごあいさつ

一般社団法人
名北労働基準協会

会長 白井文吾



会員のみなさま、あけましておめでとうございます。平成31年の新年を迎え、心よりお慶び申し上げます。

我が国の経済と雇用情勢は、雇用・所得環境の改善が続くなから各種政策の効果により、引き続き景気が緩やかに拡大していくことが期待されています。ただし、労働力の不足等による労働災害の増加、長時間労働による健康障害が問題となっています。このような状況に加え、平成30年6月に成立した「働き方改革関連法」は全ての企業に重大な影響を与える、労働界では戦後最大の大波です。平成31年4月1日以降順次施行となる中、当協会は「働き方改革関連法総合対応事業」を立ち上げ、会員事業場のみなさまが円滑な対応が図れますよう、体制を整えております。また、会員のご協力による「会員事業場年間1社入会紹介活動」等から多くのご入会をいただき、会員事業場数は増加傾向にあります。今後におきましても、労働環境の変化と会員事業場のご要望に応じた事業を開発するとともに、さらに事業の充実、サービスの向上に努めてまいります。新しく始まります一年が会員事業場のみなさまにとりまして、実りある輝かしい年となりますよう、心より祈念申し上げます。

新春のごあいさつ



働き方改革を通した人材確保対策、障害者雇用対策、労働災害防止対策を軸として、様々な課題に取り組む

愛知労働局長
高崎 真一



平成31年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。毎年のように当たる、一般社団法人名北労働基準協会の会員の皆様におかれましては、日頃からの愛知労働局の行政運営に対するご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、愛知の雇用労働の状況と今年一年の所信の一端を述べさせさせていただきます。

本県では、好調な輸送用機械器具製造業を中心とする製造業が県内経済を牽引するとともに、リニア中央新幹線の2027年の開業に向けた工事が進み、名古屋駅周辺では高層ビルやマンションが相次いで建設されるなど、地域経済の活性化がますます期待されています。

本年度、愛知労働局においては働き方改革を通した人材確保対策、障害者雇用対策、労働災害防止対策を軸として様々な取組を行っております。

働き方改革の実現は、我が国の社会経済を大きく左右する喫緊の最重要課題であります。

具体的には、①働き方改革や人手不足克服のヒントとなる改善事例、助成金活用術を描いた「働き方改革応援レシピ」の提供、②「愛知県働き方改革推進支援センター」における経営相談、③働き方改革に取り組んだ企業へのハローワーク優遇求人サービスなどを包括した支援プログラムである「AICHI WIS

は急激な人口減少の局面を迎えております。愛知県についても例外ではなく、管内の労働力人口が急激に減少することは確実で、今後企業における人材の確保が難しくなり続

けることが懸念されています。働き方改革を軸とした人材確保対策、障害者雇用対策、労働災害防止対策を軸として、必

要な人材を確保するための改革もある」ということです。愛知労働局では、企業が自ら、積極的に働き方改革を推進していくことにより、魅力的な職場をつくっていただき、多様な人材を確保し、その定着を図り、人手不足克服につなげていただけるよう支援して行きます。

労働保険制度については、労働者のセーフティネットであるとともに、各種施策を推進する財源基盤となるものであり、労働保険への加入と労働保険料の確定な納付が最重

要課題であることから、労働保険未手続事業一掃対策として広報及び加入勧奨に努めてきました。とともに労働保険料算定基礎調査の実施、実効ある滞納整理を積極的に取組んでおりま

す。

障害者雇用については、企業における障害者の雇用理解と障害者自身の自立意識の高まりにより着実に進んでおりますが、法定雇用率2・2%には達しておりません。障害

H」を、全国に先駆けて実施していますので、是非、ご利用いただきたいと思います。

労働災害防止対策については、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向けて、働く人がその能力を十分発揮して活躍していただけるよう、治療と仕事の両立支援を促進し、労働災害のない安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて取組んでまいります。

のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、雇用対策を推進してまいります。

労働者派遣法については、

平成27年9月30日に改正法が施行され、昨年の9月29日に3年を迎えたことから、派遣先において派遣期間制限期限が順次到来してきます。派遣先における期間制限の遵守と延長の手続き、派遣元に

おける派遣先での直接雇用機会の確保を前提とした雇用安定措置等、制度の適正な履行に向けて引き続き助言・指導に取り組んでまいります。

このように多くの課題があ

りますが、愛知で働く人や企業、地域や家庭がより魅力的で元気になることをを目指し、労働局職員一丸となって、これららの課題に取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますよ

うお願い申し上げ、新年の御挨拶いたします。

全ての働く方がその能力を發揮し、働く方はもとより企業も生き生きと

発展・活躍できる愛知となるよう積極的な行政の推進に努める

愛知労働局労働基準部長

黒 部 恭 志

さて、昨年6月に働き方改革関連法が成立し、いよいよ今年4月1日から順次施行されます。貴協会の会員事業場の皆様においては、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得など、改正法に対応で

められ、魅力ある職場作りが進むよう、積極的に支援を行つてまいります。

また、労働局の重要な取組の一つに、労働災害防止に向けた取組があります。昨年からスタートした第13次労働災害防止計画において労働災害の減少に向けた数値目標を掲げているところ、昨年は、一

労働者の健康確保対策については、職場におけるメンタルヘルス対策の徹底が大きな課題です。愛知労働局の精神障害等の労災請求件数は、年々増加し、ここ2年間は90件台で推移するなどの状況にあります。メンタルヘルス不調者を出さないために、いわゆる4つのケア（セルフ、ラ

イン、スタッフ、事業場外資源）により、ストレスへの気付きを促すストレスチェックやその結果を活用した職場環境の改善などが進むよう、引き続き周知を行つてまいります。

最低賃金については、経済好循環を実現するための最低賃金の引き上げが課題となっています。愛知県最低賃金は、昨年10月1日から時間額を27円引き上げ898円になつていますが、これは全ての労働者に適用されなければなりません。最低賃金の改正額を知らないという企業や労働者がいないようあらゆる機会を活用し周知に努めてまいります

新年あけましておめでとうございます。
貴協会並びに会員事業場の皆様におかれでは、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。



さて、昨年6月に働き方改革関連法が成立し、いよいよ今年4月1日から順次施行されます。貴協会の会員事業場の皆様においては、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得など、改正法に対応で

められ、魅力ある職場作りが進むよう、積極的に支援を行つてまいります。

また、労働局の重要な取組の一つに、労働災害防止に向けた取組があります。昨年からスタートした第13次労働災害防止計画において労働災害の減少に向けた数値目標を掲げているところ、昨年は、一

労働局において、全国にさきがけ、企業における治療と仕事の両立支援の自主的な取組が促進されるよう、これへの取組が優良と認められる企業について、「あいち治療とな

うな対策に取り組む所存です。

の影響は少なくないことから、最低賃金引き上げに向けた支援を行うための助成金の活用が進むよう、併せて周知を行つてまいります。

労災補償についても、被災された方のセーフティーネットとしての役割を果たすよう、労災請求書受理後の迅速かつ適正な給付に努めてまいります。

す。

労働基準行政の課題は、本年もこのように多岐にわたりますが、全ての働く方々がそ

の能力を發揮し、働く方はもとより企業も生き生きと発展・活躍できる愛知となりますよう積極的な行政の推進に努めてまいりますので、貴協

は増加となつてしましました。当署における昨年の災害発生状況を見ますと、死亡災害は前年に比べ減少しているといつても、13次防の目標である「3人を下回る」を超える4人となつており、休業4日以上の死傷災害は、10・9%ではなく、「労働時間相談・支援班」による支援をさらに充実させてまいりますので、よろしくお願ひします。

さて、第12次労働災害防止推進計画について、災害の減少目標を達成することができなかつたところですが、平成30年10月末現在

働き方改革関連法への対応、そして、改善による魅力ある職場づくりを



名古屋北労働基準監督署長

も引き続き経済活動の堅調な状況を期待するものです。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法

律が、昨年6月9日に国会において可決成立し、本年4月から順に施行されていきます。

労働基準法の改正については、新たに時間外労働の上限規制がされ、それに伴い時間外・休日労働に関する協定届の様式、協定内容が改正されること、フレックスタイム制における清算期間の上限が1箇月から3箇月へ見直され、年次有給休暇年10日のうち5日は、使用者に取得が義務付けられること、特定高度専門

業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設などです。

労働安全衛生法の改正では、産業医・産業保健機能が強化され、特に、事業者にすべての労働者の労働時間の把握を義務付け、過労死等のリスクの高い状況にある労働者を見逃さないように、長時間労働者への産業医の関与を強化して、産業医による面接指導等が確実に実施されるようになります。

これら法改正について、施行時期に合わせた対応の準備をお願いします。また、働き方改革は、法の遵守だけで

平成31年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。旧年中は、会員の皆様には、当監督署の業務運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の愛知県内の経済状況は、総括判断として「穏やかに拡大している」が継続して、国際情勢から先行き不透明な情勢となっていますが、本年

労災補償についても、被災された方のセーフティーネットとしての役割を果たすよう、労災請求書受理後の迅速かつ適正な給付に努めてまいります。

労働基準行政の課題は、本年もこのように多岐にわたりますが、全ての働く方々がそ

の能力を發揮し、働く方はもとより企業も生き生きと発展・活躍できる愛知となりますよう積極的な行政の推進に努めてまいりますので、貴協

は増加となつてしましました。当署における昨年の災害発生状況を見ますと、死亡災害は前年に比べ減少しているといつても、13次防の目標である「3人を下回る」を超える4人となつており、休業4日以上の死傷災害は、10・9%ではなく、「労働時間相談・支援班」による支援をさらに充実させてまいりますので、よろしくお願ひします。

さて、第12次労働災害防止推進計画について、災害の減少目標を達成することができなかつたところですが、平成30年10月末現在

災害増加の傾向が認められる業種など重点的な災害防止対策に取り組み、また、治療と仕事の両立支援を促進してまいります。

最後になりますが、本年も会員の皆様方の期待に応えるよう行政を推進してまいりますので、引き続き、当署の業務に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。併せて、貴協会並びに会員各社のご発展と皆様のご多幸を心から祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただ